

諮問日：平成31年1月15日（平成30年度（最情）諮問第78号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（最情）答申第25号）

件名：司法修習生等に対する勧誘行為自粛に関して日本弁護士連合会と協議した
際の文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第72期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関して、最高裁が日弁連と協議した際に作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「平成30年10月10日付け日弁連法1第240号日本弁護士連合会事務総長事務連絡「第72期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する要請について」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年12月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について、日本弁護士連合会法制部法制第一課の電話番号は同会のホームページに掲載されていることからすれば、不開示情報に相当しないといえる。
- 2 平成29年度（最情）答申第70号からすれば、本件開示申出文書に該当する文書として、本件開示文書の原案が存在したといえるし、本件開示の申出が

あったことにより，当該文書は廃棄されていないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分のうち担当者直通の電話番号については，公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報として，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号イに定める不開示情報に相当する。

なお，苦情申出人は，日本弁護士連合会のホームページに同会法制部法制第一課の電話番号が公表されている旨を主張するが，同電話番号は，本件不開示部分に記載されている電話番号とは異なる。

- 2 苦情申出人は本件開示文書の原案が存在する旨を主張するところ，本件開示文書の発出に当たり司法研修所事務局長と日本弁護士連合会事務次長の間で協議は行われたが，本件開示文書の内容は昨年版から修習の期及び日付が変更されたのみで実質的な内容には変更がなかったことから，文書のやりとりは行われていない。したがって，本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年1月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和元年5月24日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年6月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書を見分した結果によれば，本件不開示部分は日本弁護士連合会の職員の氏名，電話番号及びメールアドレス並びに裁判所職員の印影であることが認められる。

苦情申出人は，本件不開示部分のうち日本弁護士連合会法制部法制第一課の

電話番号については、同会のホームページにおいて公表されている旨を主張する。しかし、見分の結果によれば、本件開示文書に記載された電話番号は、上記ホームページに掲載されている電話番号とは異なる番号であることが認められる。したがって、本件開示文書に記載された電話番号が公表されているとはいえず、苦情申出人の上記主張は採用できない。

よって、本件不開示部分のうち電話番号については、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に相当すると認められる。

2 次に、苦情申出人は、当委員会の平成29年度（最情）答申第70号からすれば、本件開示申出文書に該当する文書として、本件開示文書の原案が存在した旨を主張する。

しかし、上記答申は、第70期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関して最高裁判所が日本弁護士連合会と協議した際に作成し、又は取得した文書の開示の判断に関するものである。本件開示申出文書は第72期司法修習生に関するものであるから、上記答申において文書の原案に関する記載があるからといって、直ちに本件開示文書の原案の存在が推測されるとはいえない。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示文書の発出に当たり司法研修所事務局長と日本弁護士連合会事務次長の間で協議は行われたが、本件開示文書の内容は昨年版から修習の期及び日付が変更されたのみで実質的な内容には変更がなかったため、文書のやりとりは行われず、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成又は取得していないとのことであり、本件開示文書の記載内容及び性質を踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち電話番号について

は法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人